

障がい者雇用開拓・体験実習支援事業の流れ

①ご相談

・まずは神奈川県障害者雇用促進センターに連絡ください。

【ご相談・お問合せ・お申込先】

神奈川県障害者雇用促進センター 雇用促進課
電話 045-633-6110 (代表) 内線2521、2522

②打合せ

・体験実習をサポートする専門の「**体験実習推進員**」が企業に訪問し、手続きの流れなどをご説明します。お悩みやご希望を伺いながら、企業の皆様と一緒に体験実習に向けての準備を行います。

③登録申請

・「障がい者雇用開拓・体験実習支援事業受入企業情報登録申請シート」(第1号様式)、「役員等氏名一覧表」(任意様式)を県に提出します。

※手続きから登録完了までは**1ヶ月程度**かかります。

④登録完了
・事前打合せ

・企業名簿に登録されます。
⇒体験実習に参加可能な障がい者がいた場合、支援機関から企業に電話連絡をします。
支援機関と打ち合わせを行い、問題ないようであれば、開始に向けて開始日や日数などを調整します。

⑤体験実習の実施

・体験実習当日は、開始時間前に参加者の体調確認を行います。
・体験実習最終日の参加者の退勤時に、「障がい者雇用開拓・体験実習支援事業実施報告書」(第5号様式)の内容を確認し、サインをします。
・体験実習の終了時もしくは終了後に、参加者や就労支援機関と、体験実習の振り返りを行います。

⑥書類提出

・上記第5号様式及び「口座振込依頼書(実施受入事業所用)」(第4-2号様式)を、体験実習推進員に提出します。

⑦受入奨励金の受取

・県が書類等を確認し、**体験実習を実施した月の翌々月末(土日等の場合翌日)**までに、受入奨励金を口座振込依頼書に記載された所定の口座にお振込みします。

体験実習推進員が開始前から実施後までサポートします！